

# 業務提携契約

甲 \_\_\_\_\_

乙 \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)  
は、 \_\_\_\_\_ (以下、「本件サービス」という。) の利用について以下のとおり締結する。

### 第1条 (定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- ① 本件サービス：甲が開発し、知的財産権その他一切の権利を有する「配達弁当の匠」をいう。
- ② 加盟店：甲と \_\_\_\_\_ の業務提携契約を締結した法人又は個人。
- ③ 利用者：本件サービスを利用する者。

### 第2条 (目的)

本契約は、本件サービスに関して甲乙それぞれの役割及び義務を定めることを目的とする。

### 第3条 (甲の役割)

甲は、本件サービスに関して次の各号に定める役割を負う。

- ①
  - ②
  - ③
- 2. 甲は新たな代理店を設ける場合は事前に乙と協議をし、承諾を得なければならない。
  - 3. 甲は乙に対して全国に配置されている優先調達窓口の営業活動に対して優先権及び18ヶ月の間の排他的に営業する権利を与える。
  - 4. 甲は全ての代理店に対して契約額の確定についての決定権をもつ。ダンピングによる代理店間の不平等な競争を抑制し、代理店の立場に応じた競争を担保する。
  - 5. その他個別契約にて定める事項

### 第5条 (乙の役割)

乙は、本件●●の普及のため次の各号に定める役割を負う。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

### 第6条 (業務提携準備金)

乙は甲に対し、本件システムの業務提携準備金として金 300 万円を本契約締結後、速やかに預託する。なお、業務提携準備金に利息は付さない。

- 2. 前項に定める業務提携準備金は、理由の如何を問わず本契約終了後に甲から乙に30日以内に返

還する。

## 2章 請負又は委託

### 第7条（請負）

乙は業務提携に基づき、依頼者から受託した業務を甲に委託し、甲はこれを受託する。

### 第8条（再委託）

甲は事前に書面により乙の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に対し、再委託することができる。

2. 甲は、再委託先に対して本契約において甲が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
3. 甲は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

### 第9条（個別契約の成立）

甲乙間における個別契約は、甲が委託業務に関する発注書等を乙に対し発行し、乙がこれに対する注文請書等を発行した時点で成立するものとする。ただし、乙が発注書等を受領した日から●日以内に甲に対して拒絶の意思表示を行わなかった場合、又は委託業務に着手した場合は、注文請書等の発行がなくとも当該発注書等の内容を受託したものとみなす。

2. 本契約の終了時点において効力を有する個別契約が存する場合は、本契約は当該個別契約に係る範囲において、なお効力を有し、乙は本契約及び個別契約の内容に従って委託業務を遂行する。
3. 緊急の場合、第1項の手続によらず、口頭による甲の申込みと乙の承諾をもって個別契約が成立したものとみなすことができる。ただし、事後速やかに書面にて個別契約を締結する。
4. 本契約と個別契約において異なる定めがある場合、個別契約の定めを優先して適用する。

### 第10条（引渡し）

乙は、委託業務を完了した場合、甲指定の方法により甲へ成果物を引き渡す。

2. 成果物の引渡しのために要する運搬費用等一切の費用は●（甲 or 乙）の負担とする。
3. 第●条に定める検収に合格することで引渡しが完了したとみなす。

### 第11条（検収）

乙が甲へ、成果物を引き渡した場合、甲は成果物の種類・数量・品質等について受領後●以内に検収を完了させ、その結果を乙へ通知する。なお、甲による受領後1週間以内に結果の通知がない場合は検収に合格したとみなす。

2. 乙は、前項の検収に合格した場合は、甲の署名入り受領書を受領する。
3. 乙による甲の署名入り受領書をもって、委託業務は完了とする。

### 第12条（契約不適合責任） ※受託者側有利

乙は成果物の受領から6カ月以内に取引上通常期待される精度を欠く不適合を発見し、甲へ通知した場合、乙は甲の故意又は過失の有無を問わず履行の追完（代替品の納入及び不良品の回収を含

む) 及び代金の減額を請求することができる。

2. 前項に定める契約不適合により乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、●●円を上限とする損害賠償を請求することができる。

#### **第条 (契約不適合責任) ※委託者側有利**

乙は成果物の受領から 1 年以内取引上通常期待される精度を欠く不適合を発見し、甲へ通知した場合、乙は甲の故意又は過失の有無を問わず履行の追完 (代替品の納入及び不良品の回収を含む) 及び代金の減額請求並びに売買代金を上限とする費用の返還を請求することができる。

2. 前項に定める契約不適合により乙に損害が生じた場合、契約の解除及び損害賠償請求を妨げない。
3. 契約不適合により第三者へ損害が生じ、乙が損害賠償義務を負った場合、甲は責任の程度に応じて当義務を負担する。

#### **第 1 1 条 (報告義務)**

甲は、本件の業務の履行に関して、乙から報告を求められた場合、直ちに報告しなければならない。

#### **第 1 2 条 (リソースの開示義務)**

甲は、乙からシステム稼働の空き程度 (以下、「リソース」という。) の開示を求められた場合、速やかにその旨を開示する。

#### **第条 (産業財産権の帰属)**

乙は、本件業務を通じて甲が乙に提供する情報 (映像・音声・文章・写真・ソフトウェアなど) 及び本件商品に関する産業財産権 (ただし、著作権法第 28 条に基づく権利は除く。) は甲に帰属し、法律により保護されることを確認する。

#### **第 1 3 条 (通知義務)**

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 法人の名称または商号の変更
- ② 指定口座の変更
- ③ 代表者の変更
- ④ 主たる事業所の所在地または住所の変更

#### **第条 (守秘義務)**

甲及び乙は、形式 (書面、口頭、電磁的記録及びその他のあらゆる媒体を含む。) の如何を問わず、委託業務の履行に関し、相手方から開示若しくは提供され (本契約締結前に開示若しくは提供されたものも含む。) 又は自ら知り得た、相手方が所有又は管理する一切の情報 (以下、「秘密情報」という。) を、相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に開示又は漏洩せず、かつ、委託業務の

履行の目的以外に使用しない（以下において秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）なお、本契約及び個別契約の存在及び内容並びに委託業務の成果については、甲の秘密情報とみなす。

2. 前項に定める守秘義務は、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては適用しない。
  - ① 知り得た時点で受領当事者が、以前から開示当事者に対して守秘義務を負うことなく適法に保有していた場合
  - ② 知り得た時点で既に公知となっていた情報又は知り得た後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
  - ③ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
  - ④ 受領当事者が秘密情報を利用せず独自に開発した情報
3. 本条第1項の規定にかかわらず、受領当事者は以下の機関から開示が要求された場合には当該開示が要求される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は直ちにその旨を開示当事者に法令で許容される範囲で通知し、開示当事者が行う当該開示要求への異議申し立て等の手続に対し協力を要請された場合は、必要な範囲でこれに応じるとともに、秘密情報の秘密性が保持されるよう相当な措置を講じるよう合理的な範囲で協力しなければならない。
  - ① 裁判所
  - ② 政府機関
  - ③ 金融商品取引所
  - ④ その他機関
4. 本条第1項の規定にかかわらず、以下のように受領者は業務上知る必要があり、かつ、本契約を遵守することに同意した者に限って開示者の秘密情報を開示できるものとし、当該被開示者に対して本条と同一の義務を負わせるものとする。
  - ① 弁護士
  - ② 公認会計士
  - ③ 税理士
  - ④ フィナンシャルアドバイザー
  - ⑤ コンサルタント
5. 受領当事者が開示当事者の秘密情報に基づき独自の情報を作成した場合、受領当事者の秘密保持の範囲は当該秘密情報部分のみならず、独自の情報全体に及ぶ。
6. 受領当事者は、本件目的の範囲内に限って秘密情報が記録された資料・印刷物等の文書及び見本・資材並びにそれらの複製物を、秘密情報が本契約の履行に不要になった場合、又は、本契約若しくは個別契約が満了、解除された場合には速やかに（遅くとも当該終了時又は開示当事者の請求時から1カ月以内に。以下本項において同様とする。）開示当事者に返還し、開示当事者が請求した場合には速やかに廃棄（電磁的記録の場合は消去することを含む。）し、当該廃棄を証する書面し、当該廃棄を証する書面を開示当事者に提出する。
7. 本契約に基づく秘密情報の開示又は知得は、開示当事者から受領当事者に対して秘密情報に存在する特許権、意匠権、実用新案権、商標権、著作権、営業秘密等（以下、「産業財産権等」という。）

の権利を付与又は許諾するものではない。

8. 本契約に基づく秘密情報の開示又は知得は、開示当事者から受領当事者に対して秘密情報に存在する特許権、意匠権、実用新案権、商標権、著作権、営業秘密等（以下、「産業財産権等」という。）の権利を付与又は許諾するものではない。
9. 甲又は乙は、本契約及び個別契約の存在及び内容並びに委託業務の成果その他の本契約に基づく取引に関する情報につき、媒体を問わず自由に公にし、また、公表することができる。
10. 本条に定める守秘義務及び秘密情報の目的外使用の禁止は、本契約の終了から●年間存続する。

## 第条（守秘義務教育の実施）

本契約に基づき甲及び乙が本業務を遂行するにあたり、本業務に従事する従業員（甲及び乙の従業員のほか、本業務を甲及び乙が第三者に再委託した場合の第三者の従業員を含む。以下、「対象従業員等」という。）が相手方の秘密情報（「企業秘密情報」のほか、電気通信事業法第4条に定める「通信の秘密」に属する情報及び個人情報を含む。）に触れ得る立場にあることに鑑み、相手方の秘密情報保護を目的とした適切な教育を本業務遂行以前に対象従業員に対し、施すものとする。

## 第15条（権利義務の処分）

甲及び乙は、本契約から生じる権利及び義務について、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者へ譲渡し、承継させ、又は担保に供する等一切の処分をしてはならない。

## 第条（中途解約）

甲及び乙は、相手方に対して1カ月前までに書面で予告することにより、本契約を途中解約できるものとする。ただし、本契約締結日から●カ月が経過するまでは、本項に基づく中途解約はできないものとする。

2. 前項に基づく中途解約が行われる場合、当該中途解約を行った当事者は、相手方に対して違約金として●円を支払う義務を負う。なお、当該違約金の支払いに関する費用は、当該中途解約を行った者の負担とする。
3. 甲が本条第1項に基づく中途解約を行った場合、当該中途解約の日が属する月に係る委託料は、その全額が発生するものとする。
4. 乙が本条第1項に基づく中途解約を行った場合、当該中途解約の日が属する月に係る委託料は、発生しないものとする。ただし、当該中途解約により本契約が月末日をもって終了する場合に限り、当該月に係る委託料は、その全額が発生するものとする。また、乙が既にした業務の結果のうち可分な部分の給付によって甲が利益を受けるときは、その部分について甲乙間による協議の上、甲は受ける利益の割合に応じて委託料を支払う。

## 第条（契約解除）※相手が個人

甲及び乙は、相手方が契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することが

できるものとする。

2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

## 第条（契約解除）※相手が会社

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないとき
  - ② 自ら振り出し、又は裏書した手形、小切手が1通でも不渡りになったとき
  - ③ 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
  - ④ 破産、会社更生法の申立、民事再生手続きの申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
  - ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
  - ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
  - ⑦ 財政状態が悪化し、又はその恐れがある相当の事由があるとき
  - ⑧ 前各号に準じる事実が生じたとき
2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

## 第条（期限の利益の喪失）

いずれかの当事者に、前条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該当事者は他の当事者に対する期限の利益を失うものとする。

## 第18条（損害賠償）

甲または乙が、本契約又は個別契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

## 第19条（反社会的勢力の排除）

甲又は乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、企業舎弟、右翼標榜団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（以下、「反社会的勢力」という。）と一切関連および取引等がないことを相手方に対して表明し、保証する。

2. 本契約締結後、甲または乙に関し、次の各号のいずれか一に該当するときは、相手方当事者は本契約および甲乙間で締結したその他の契約の全部または一部を何らの通知催告を要せず解除することができるものとする。
  - ① 前項に規定された表明および保証に虚偽があった場合
  - ② 反社会的勢力との関連性を相手方が認めた場合
  - ③ 甲もしくは乙または甲もしくは乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的もしくは威迫的な行為、または不当に名誉・

信用を毀損する行為を行った場合

3. 甲または乙が前項の規定により本契約および甲乙間で締結したその他の契約の全部または一部を解除した場合、帰責事由の存する当事者は、相手方が被った損害、費用およびその他一切の損失について、損害を賠償しなければならない。また、前項の規定により解除権を行使した当事者は、相手方に本契約解除に伴う損害が発生しても、一切の損害賠償義務を負わない。

## 第20条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日である令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。

2. ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも何らの書面による申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から、同一条件にて満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 本契約の終結または解除のときに、すでに成立した個別契約がある場合は、本契約は当該個別契約の履行が完了するまで、当該個別契約の履行の目的のために、なお効力を有するものとする。

## 第条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第●条（第三者との紛争）、第●条（契約解除）、第●条（守秘義務）、第●条（反社会的勢力の排除）、第●条（協議）、第●条（存続条項）、第●条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

## 第条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

## 第21条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第22条（協議）

本契約の解釈に疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項があった場合は、都度甲乙誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証して、本書2通を作成の上、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年 月 日

甲

印

乙

印